

議案第1号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年7月19日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第57条の4第1項」を「第57条の5第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える

（併設型高等学校の教育課程）

第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第65条の12の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

2 前項の場合において、併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。

第17条中「（昭和22年文部省令第11号）」を削る。

別表第1 沖縄県立北部工業高等学校の項の次に次のように加える。

沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北		全日制	三年	生産システム科 電建システム科 総合情報科 商業科 ファイナンス科 ビジネス情報科
------------------	-------	--	-----	----	--

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条の3関係）

併設型高等学校	併設型中学校
沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝緑が丘中学校

第2条 沖縄県立高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立北部工業高等学校の項及び沖縄県立名護商業高等学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は平成18年10月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県立高等学校管理規則第9条の2及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の沖縄県立高等学校管理規則別表第1に規定する北部工業高等学校及び名護商業高等学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科については、第2条の規定による改正後の沖縄県立高等学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日から沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第1号）附則第2項に規定する日までの間、次の表のとおりとする。

名称	位置	科	課程	修業年限	学科
北部工業高等学校	名護市大北		全日制	三年	生産システム科 電建システム科 生活情報科
名護商業高等学校	名護市大北		全日制	三年	商業科 ファイナンス科 情報処理科

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県立高等学校編成整備計画に基づき、平成18年第2回沖縄県議会（2月定例会）の沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例により、併設型中高一貫教育校として県立与勝縁が丘中学校が設置された。
- (2) 沖縄県立北部工業高等学校と沖縄県立名護商業高等学校の再編統合が、平成18年第3回沖縄県議会（6月定例会）において沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例により、沖縄県立名護商工高等学校が設置された。

なお、名護商工高等学校には、生産システム科、電建システム科、総合情報科、商業科、ファイナンス科、ビジネス情報科の6科6クラスを設置する。

- (3) この条例により沖縄県立北部工業高等学校及び沖縄県立名護商業高等学校については、平成21年3月31日までの間存続し、沖縄県立名護商業高等学校は、平成19年4月1日から沖縄県立北部工業高等学校敷地内へ移転する。

そのため、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則9条の2の次に併設型高等学校の教育課程についての条項と、別表第3を加える。
- (2) また、第3条の別表第1に沖縄県立名護商工高等学校を加え、沖縄県立名護商業高等学校の位置の変更を行う。

3 添付資料

- (1) 新旧対照表

平成 18 年 10 月 1 日施行

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案対照表＜第1条＞ 平成18年10月1日施行	
新	旧
(連携型高等学校の教育課程) 第9条の2 別表第2の左欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第57条の5第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。	(連携型高等学校の教育課程) 第9条の2 別表第2の左欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第57条の4第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。 2 前項の場合において、連携型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ連携型中学校と協議するものとする。
(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則第65条の12の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)における教育と一貫した教育を施すものとする。	(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則第65条の12の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校(以下「併設型中学校」という。)における教育と一貫した教育を施すものとする。 2 前項の場合において、併設型中学校と協議するものとする。

第17条 高等学校に入学できる者は、学校教育法第47条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号に掲げる者とする。

省略

別表第1(第3条関係)

北部工業高等学校	名護市大北	全日制	三年	電建システム科 生活情報科		
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北	全日制	三年	生産システム科 電建システム科 総合情報科 商業科 ワーカソシス科 ビジネス情報科		
沖縄県立 名護商業高等学校	名護市大西	全日制	三年	普通科		
沖縄県立 名護商業高等学校	名護市大西	全日制	三年	商業科 ワーカソシス科 ビジネス情報科		
沖縄県立 宣野座高等学校	宜野座村字宜野 座	略	略	普通科		
沖縄県立 宣野座高等学校	宜野座村字宜野 座	略	略	商業科 ワーカソシス科 ビジネス情報科		
				略		

(新規)

別表第3 (第9条の3関係)

併設型高等学校	併設型中学校
沖縄県立与勝高等学校	沖縄県立与勝線が丘中学校

訂正箇所：下線部分

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案対照表＜第2条＞ 平成19年4月1日施行

新

旧

別表第1(第3条関係)

名	称 位	置 科	課 程	修業年限	学 科
沖縄県立 辺土名高等学校	大宜味村字饒波	全日制	三 年	普通科 環境科	
略	略	略	略	略	
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市北大	全日制	三 年	生産システム科 電建システム科 総合情報科 商業科 アバジング情報科 ビデオ情報科	
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市北大	全日制	三 年	生産システム科 電建システム科 総合情報科 商業科 アバジング情報科 ビデオ情報科	
沖縄県立 名護商工高等学校	名護市北大	全日制	三 年	普通科	
沖縄県立 宜野座高等学校	宜野座村字宜野 座	全日制	三 年	普通科	
略	略	略	略	略	

別表第1(第3条関係)

名	称 位	置 科	課 程	修業年限	学 科
沖縄県立 辺土名高等学校	大宜味村字饒波	全日制	三 年	普通科 環境科	
略	略	略	略	略	
沖縄県立 北部工業高等学校	名護市大北	略	略	略	
沖縄県立 沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北	全日制	三 年	生産システム科 電建システム科 総合情報科 商業科 アバジング情報科 ビデオ情報科	
沖縄県立 沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大北	全日制	三 年	生産システム科 電建システム科 総合情報科 商業科 アバジング情報科 ビデオ情報科	
沖縄県立 沖縄県立 名護商工高等学校	名護市大西	全日制	三 年	普通科	
沖縄県立 沖縄県立 宜野座高等学校	宜野座村字宜野 座	全日制	三 年	普通科	
略	略	略	略	略	